

令和8年度 浄化槽補助金交付申請手続き

鹿嶋市では、市内にある居住を目的とした専用住宅又は店舗兼住宅に対し、既定の機能基準を満たした合併処理浄化槽（環境配慮型浄化槽・窒素及び磷除去能力を有する高度処理浄化槽）を設置する場合に補助をしています。

※転換以外（新築）は10基以内となります。また予算がなくなり次第終了となります。）

○環境配慮型浄化槽とは…合併処理浄化槽のうち消費電力基準が要綱に定められた値以下のもの

○窒素及び磷除去能力を有する高度処理浄化槽とは…放流水のBODが10mg/ℓ以下、総窒素濃度については10mg/ℓ以下、総磷濃度については1mg/ℓ以下の機能を有するもの

補助対象者

市内の専用住宅又は店舗兼住宅に居住し又は居住しようとする者で、補助対象地域において、環境配慮型浄化槽を設置するか、霞ヶ浦流域内であれば窒素及び磷除去能力を有する高度処理浄化槽を設置するもの。

補助対象地域

下水道法第4条第1項の公共下水道事業認可区域、工業専用地域、農業集落排水事業採択区域を除く鹿嶋市全域

補助対象外となる場合

- ・建築基準法に基づく建築主事等による確認の申請又は浄化槽法に基づく設置の届出を行わずに合併処理浄化槽を設置する場合
- ・販売目的で補助対象浄化槽を設置する場合
- ・専用住宅を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない場合
- ・過去10年以内に鹿嶋市浄化槽設置事業補助金を受けた場合
- ・補助対象浄化槽を設置しようとする場所に住所を有しておらず、かつ、有する予定もない場合
- ・汚水処理未普及解消につながらない場合
- ・市税に未納がある場合

補助限度額

①設置

◎ 霞ヶ浦流域内:環境配慮型浄化槽かつ窒素及び磷除去能力を有する高度処理浄化槽

設置区分	人槽区分	限度額
転換 (単独処理浄化槽又は くみ取り槽から)	5人槽	1,251,000円
	6~7人槽	1,640,000円
	8~10人槽	1,996,000円
転換以外	5人槽	1,002,000円
	6~7人槽	1,329,000円
	8~10人槽	1,585,000円

◎ 上記以外の流域:環境配慮型浄化槽

設置区分	人槽区分	限度額
転換, 転換以外問わず	5人槽	332,000円
	6~7人槽	414,000円
	8~10人槽	548,000円

② 既設単独処理浄化槽及びくみ取り槽の撤去

	基準額	対象経費
単独処理浄化槽の撤去	150,000円	①の申請に伴う単独処理浄化槽又はくみ取り槽の撤去に要する費用
くみ取り槽の撤去	120,000円	

③ 宅内配管工事費用

基準額	対象経費
330,000円	①の申請のうち転換における宅内配管に要する費用

補助金の流れについて

補助金申請

※必ず設置前に申請してください。

※令和8年6月1日から令和8年12月11日までに申請したものが対象となります。

・添付資料

- ①審査期間を経過した「浄化槽設置届出書」又は「明細書」の写し及び「建築確認通知書」の写し
- ②設置場所の案内図、敷地内配置図及び排水経路
- ③賃貸人の承諾書（専用住宅を借りている者に限る。）
- ④登録証の写し及び登録浄化槽管理票（C票）
- ⑤保証登録証
- ⑥浄化槽設備士免状の写し、浄化槽設備士証の写し又は特別講習会受講修了証の写し
- ⑦浄化槽工事業の登録届出等を証する書面の写し
- ⑧浄化槽設置工事費見積書の写し及び内訳書
- ⑨現況の敷地内配置図及び排水経路、写真並びに撤去費見積書及び内訳書（既設の単独処理浄化槽又はくみ取り槽を撤去する場合に限る。）
- ⑩既存の宅内配管の現況図面、宅内配管工事費の見積書及び内訳書（宅内配管工事を行う場合に限る。）
- ⑪敷地内処理を行う場合、敷地内処理の概要書、敷地内処理構造図及び維持管理誓約書
- ⑫納税証明書（市税等に未納がないことを証明するもの）
※申請書上の市税等の納税状況の調査閲覧に関する同意欄にチェックし同意した場合は不要
- ⑬申請者を除く全ての共有者から申請者に宛てた補助金の申請に係る権限についての委任状（建築確認通知書が連名である場合に限る。）
- ⑭従前の汚水処理方法を示した書類
（従前の住所が市外又は集合住宅若しくは借家の場合を除く。）
- ⑮その他市長が必要と認める書類



補助金交付決定

※補助金の交付が決定次第「補助金交付決定通知書」を送付します。

- ・補助金交付決定が出てから浄化槽の工事を着工してください。



実績報告書提出

※令和9年3月12日までに必ず提出してください。

- ・添付書類については令和8年度鹿嶋市浄化槽設置事業補助金交付要綱第10条を参照



検査・補助金交付確定

- ・書類の審査、現地検査後に「補助金交付確定通知書」と「補助金交付請求書」を送付いたします。



補助金の請求

- ・「補助金交付確定通知書」と「補助金交付請求書」が届きましたら、「補助金交付請求書」に必要事項を記入し鹿嶋市役所環境政策課まで提出してください。



補助金のお支払い

- ・請求書受理後、指定の口座へ振り込みます。

※詳細は「令和8年度鹿嶋市浄化槽設置事業補助金交付要綱」をご覧ください。

【問合せ先】鹿嶋市 市民生活部 環境政策課 TEL:0299-82-2911